



▶ももほっぺ (美波町地域子育て支援拠点)

子育て相談や乳幼児と保護者間の交流の場です。定期的にイベントも実施していますので、ぜひお子様と一緒にお越しください。

月間行事予定は美波町ホームページでご覧いただけます。

開館時間：平日 9:30～12:00/13:00～15:30

場所：地域交流支援センター（美波町西の地字東地 97-5）

☎ 0884-78-1792



令和 5 年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外) のご案内

食費等の物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から給付金の支給を実施します。

●支給となる方

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

①令和 4 年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者であった方

②令和 5 年 3 月 31 日時点で **18 歳未満の児童**（特別児童扶養手当の対象児童である場合は、**20 歳未満**）を養育する父母等（※令和 6 年 2 月末までに生まれた新生児等も対象になります。）であって、令和 5 年 1 月 1 日以降の家計が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

●支給額 支給にあたっては、**申請が不要な場合と必要な場合**があります。必ず
児童 1 人当たり 一律 5 万 以下の支給手続きをご確認ください。

●給付金の支給手続き

対象者	申請の要否	支給手続き
①の方 令和 4 年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」の支給対象者であった方	不 要	対象者の方へは 5 月中旬に案内通知を郵送し、5 月 26 日に令和 4 年度と同じ口座にお振り込みしています。
①以外の方で、②の方	必 要	申請者及び配偶者の給与明細等、収入額がわかる書類が必要です。美波町福祉課にご連絡又はホームページ（下記 QR コードより読み取れます）をご確認ください。

申請受付期間は令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までです。

こども家庭庁コールセンター ☎ 0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

詳しい申請方法は、美波町役場福祉課の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）担当窓口(0884-77-3614)」までお問い合わせください。

令和 5 年度子育て世帯生活支援特別給付金



！「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、美波町役場や最寄りの警察署（または警察相談専用電話【#9110】）にご連絡ください。

申請用紙は HP からダウンロードできます▶



【お問い合わせ】役場福祉課 ☎ 0884-77-3614



税のお知らせ

Tax Information



令和 5 年度国民健康保険税について

●令和 4 年度に引き続き税率が変更になります。

以前は、固定資産の所有が経済的負担能力を示すものと捉えられ、資産割が所得割を補完する位置づけにありました。現在は、無職者や年金生活者が多く加入し、必ずしも固定資産の保有が負担能力を表すものではない状況になっていること等を鑑み、美波町では令和3年度から段階的に資産割を廃止しています。それに伴い、不足する財源を補うために所得割の税率の引き上げを行っています。なお、課税限度額については、『後期高齢者支援金分』が変更となっています。

区分		令和 5 年度	令和 4 年度
医療給付費分 (すべての被保険者の方)	所得割	7.75%	7.2%
	資産割	0%	14.0%
	均等割 ^{*1}	21,000 円	21,000 円
	平等割 ^{*2}	18,000 円	18,000 円
	(課税限度額)	(650,000 円)	(650,000 円)
後期高齢者支援金等分 (すべての被保険者の方)	所得割	2.8%	2.5%
	資産割	0%	7.0%
	均等割 ^{*1}	6,500 円	6,500 円
	平等割 ^{*2}	6,100 円	6,100 円
	(課税限度額)	(220,000 円)	(200,000 円)
介護納付金分 (40 歳以上 65 歳未満の方)	所得割	2.5%	2.5%
	均等割 ^{*1}	10,000 円	10,000 円
	(課税限度額)	(170,000 円)	(170,000 円)

※1：被保険者 1 人当たりの税額 ※2：被保険者 1 世帯当たりの税額

国民健康保険税の納税義務者は世帯主（ご本人が国民健康保険に加入していない方も含む）です。請求や通知や納付書等はすべて世帯主のお名前で送付されますので、ご注意ください。

※国民健康保険税は、世帯の所得額や人数に応じて均等割と平等割が 7 割・5 割・2 割軽減されますが、所得の状況が不明の場合は軽減の適用が受けられないことがありますので、申告がお済みでない方は必ず申告をしてください。

●年度の途中で 75 歳になられる方（後期高齢者医療制度に移行する方）

7 月の本課税の時から誕生月の前月までの分を計算して課税していますので、75 歳になられたことによる再計算はありません。「後期高齢者医療被保険者証」は 75 歳の誕生日までに郵送されます。国民健康保険の保険証については、有効期限を誕生日の前日までとしております。

※ 75 歳になられて後期高齢者医療制度へ移行する方については、国民健康保険の資格喪失届や後期高齢者医療制度への加入届は必要ありません。